

令和5年度第4回
大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和6年3月15日（金）

○司会 それでは、開会の時間がまいりましたので、ただいまから令和5年度第4回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課長代理の小林でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会の開催におきましては、ウェブと併用する形で開催させていただきます。また、事務局側も一部ウェブ参加をしておりますことをご了承いただきますよう、お願いいたします。

委員の皆様のご紹介でございますけれども、本年度第4回目の開催ということであり、お手元の委員名簿、座席表により代えさせていただきます。なお、本日、谷田委員におかれましては、ご都合により欠席されております。

会議開催に当たりまして、本日、ウェブでご参加されております委員の皆様につきましては、マイク機能は必ずミュートにさせていただきますようお願いいたします。発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただくか、画面に向かって挙手いただき、委員長の指名がございますまではマイクの機能をミュートにしてお待ちください。発言される際はマイクのミュートを解除していただき、発言をお願いいたします。

また、会場の皆様はご発言の際、ウェブ参加の方が聞き取りやすいよう、できるだけマイクを近づけてお話しいただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

なお、事務局職員につきましても、時間の関係上、紹介を省略させていただきます。

それでは、会議の開催に当たりまして、認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の河合よりご挨拶申し上げます。

○事務局 皆様、こんにちは。福祉局認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の河合でございます。

令和5年度第4回地域包括支援センター運営協議会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素より本市の高齢者施策の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、本日も大変ご多忙な中ご出席を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本日の運営協議会でございますが、令和6年度実施事業の評価の仕組み等について、評価部会でのご意見を踏まえ事務局よりご提案申し上げますので、ご審議をお願い申し上げます。また、今般の介護保険法令の改正に伴い、地域包括支援センターの業務負担軽減の観点から実施される介護予防支援の指定対象の拡大、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化等に関する対応についてもお諮り申し上げます。

本日は限られた時間で、また、ウェブ方式での併用に伴いましてご不便をおかけすることもあるかと存じますが、地域包括支援センターの適切な運営、包括的支援の充実に向け、

皆様の活発なご議論をお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、ここで皆様のお手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

初めに、本日の会議次第、本協議会の設置要綱、委員名簿、座席表でございます。以降、資料番号のみ読み上げさせていただきますので、右肩の資料番号をご確認ください。

まず、「議題 1－資料①」、次に、「議題 1－資料②」、「議題 2－資料①」、「議題 3－資料①」、「議題 4－資料①」、「議題 5－資料①」、「議題 6－資料①」、「議題 7－資料①」、続きまして、「報告 1－資料①」、「報告 2－資料①」、「報告 3－資料①」、「報告 4－資料①」、「報告 4－資料②」、最後に「報告 5－資料①」、資料につきましては以上でございますが、全てそろっておりますでしょうか。

ありがとうございます。

本日の運営協議会の開催につきましては、半数以上委員のご出席をいただいておりますことから、有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移りますが、当運営協議会につきましては、審議会の設置及び運営に関する指針に基づき公開を原則としているところ、議事内容により、会議を公開することで率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等においては、会議を公開しないことができることとされております。

ここで、本日の運営協議会の議題の取扱いにつきましてお諮りさせていただきます。

議題 1、2、3、4につきましては、地域包括支援センターの評価の仕組み、運営方針に関するものであり、「公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」ことから、議題 5、議題 6については、地域包括支援センター及び総合相談窓口の設置場所の変更に伴う日程等不確定要素が存在するものであり、また、報告 1については、現在審議されている令和 6 年度予算に関連するものであるため、「未成熟な情報を公開することになり、特定の情報が尚早な時期に公開されると誤解や臆測に基づき市民との間に混乱を生じさせるおそれがある」ことから、非公開とさせていただきたいと考えております。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○司会 ありがとうございます。

それでは、議題 1 から 6、報告 1 は非公開となりますことから、議事の内容及び資料の取扱いにつきまして、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

公開となる部分につきましては、ご発言いただきました委員のお名前を含めまして、議事要旨とともに議事録を作成し、本市ホームページにおいて公開することになりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の議題 3 と報告 1 は共に介護保険法等の改正に関連した議事内容でありますため、議題 3 の次に報告 1 の順で議事を行い、その後は、議題 4、5、6、7、報告 2 か

ら5、最後までので議事を進行していきたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○司会 ありがとうございます。

それでは、以降の会議の進行を白澤委員長にお願いしてまいりたいと存じます。白澤委員長、よろしくお願いします。

○白澤委員長 改めまして、年度末の大変お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今日は今年度の全体のまとめと次年度に向けてのご議論をいただくことになるわけですが、国の介護保険法等の改正により地域包括支援センターは大きな変化がございます。2つあると思うのですが、1つは地域包括支援センターを大阪市は随分やっていたいてますが、地域包括支援センターが大変多忙だということが全国的な状況となっている中で、介護予防計画を居宅介護支援事業所のケアマネジャーが直接作成できるようにしていこうということと、同時に今まで予防プランは2分の1かな、半分のエネルギーでできると言っていたのが今回3分の1のエネルギーでできると、こういうように位置づいて、本当に質の高い支援ができるのかどうか、こういうことが大変重要な課題にもなっていました。

さらには、相談事業というのは大阪市の場合はランチがあるわけですが、これも居宅介護支援事業所でやれるようにしていこうと、こういう大きな流れや、あるいは人が足りないというような問題で、社会福祉士と保健師と主任ケアマネというこのセットが大阪市内でいえば区全体であれば対応できるということで、あるところは1人足りないけれども、ほかでカバーできると、こういうふうになってきている中で、大阪市はどう位置づけていくのかというような議論も大変大きい課題かと思えます。

もう一つは、今回の報酬改定でモニタリングについて、今までコロナで学んだということがあるのだろうと思うのですが、電話やテレビ電話で対応できるような状況というものもつくられてきたり、あるいはモニタリングの数が増えてきたりする。そういう状況の中で本当に質が担保できるのかどうか、こういうことも大変大きな状況の中で、今日はそういうことの議論も入ってくるかと思いますが、忌憚のないご意見をいただいて、今まで大阪市の地域包括支援センターの活動はそれなりに高いことをやっていたいています。そういうものを維持しながら、この多忙な部分をどういうようにうまくコントロールしていくのかというようなこともご検討いただければありがたいというふうに思っております。

では、座って進めさせていただきます。今日は一部議題の順番が変わる部分もございますが、よろしくお願いいたします。

《非公開》

○白澤委員長 令和6年度地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）職員研修計画につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）職員研修の関係でございますが、議題の7が令和6年度の研修に関する案、そして報告の2が令和5年度の研修に関する報告についてということで資料にさせていただきます。まず、報告2の資料をご覧くださいければと思います。

報告2は、令和5年度の、包括とブランチの職員研修の実績報告ということになっております。

こちらについては、例年どおりになっておりますが、基礎研修、発展研修、管理者研修ということで各階層別、そして経験年数を問わない全体研修ということで実施してきたところでございます。

その中でも、例えば基礎研修では、ダブルケアや老老介護、家族介護という観点からさまざまな状況が多岐にわたる中で、家族介護者支援ということで、ケアラーへの支援にも着目した研修も実施したところです。

そして、発展研修では、地域ケア会議の効果的な展開や、高齢者虐待における対応計画の作成といった観点の研修を実施させていただいたところです。

そして、管理者研修におきましても、包括的支援事業における法的リスクマネジメントの考え方といった点を、弁護士の方を招いてご講義いただくなどの研修を実施したと聞いております。

なお、令和5年度に行った全体研修の一番下にある研修については、未開催ですので実施予定となっております。こういった状況であるということを踏まえまして、議題の7の令和6年度の職員研修計画についての案ということになります。

議題の7をめぐっていただきまして、次のページにありますように、令和6年度の計画についての案でございます。

今、ご説明いたしました令和5年度と同様に、階層別研修と全体研修を予定しております。開催日や講師など、未定の項目がほとんどの状態でして、これから調整していくこととなってまいります。先ほど申しましたような、例えば精神疾患への理解と支援という観点でのケアラー支援といったところや、虐待に対しての対応など、業務をしていただく上で必要な事項をそれぞれの階層別研修にさせていただこうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

今年度の研修の報告と次年度の研修計画というご報告でございますが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、報告の3、令和5年度各区の地域包括支援センター運営協

議会の実施状況について、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局 次に報告の3になります。各区地域包括支援センター運営協議会の実施状況等について、報告3の資料①、1ページをご覧いただきたいと思います。

第1回目から第4回目まで、全ての区で区地域包括支援センター運営協議会を開催はしていただいているところでございます。第3回の区運営協議会については他の回と同時開催も可能としているところでございます。また、それぞれの区運営協議会において、集合形式での開催であったり書面開催といった形で開催されているところでございます。

そして、それぞれ、この区運営協議会を開催する中で、各区の地域ケア会議から見えてきた課題ということで、区単位で取り組むべき課題に対してどのように取り組んだかという点を、資料の3ページ以降でまとめているところでございます。

区単位で取り組むべき課題、そして取り組むべき方向性、そして右側が令和5年度の方角性に基づいて取り組んだ具体的な内容、そして今後、区で取り組む具体的な内容ということでそれぞれ整理させていただいているところです。これが北区から西成区まで、各区それぞれでございます。

その中で、各区ごとに特徴的な取組がされているところですが、時間の都合上、これを紹介するという時間がございませんので、またご覧いただければと思っております。

そして、そういったご紹介がこの3ページ以降、26ページまで続きますが、最後の27ページをご覧いただければと思います。

27ページにつきましては、地域ケア会議から見えてきた課題の中でも、市域レベルの課題の政策形成に係るサイクルということで、「（令和5年度版）」と書かせていただいています。

地域ケア会議から見えてきた市域の課題に関しましては、通常、社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会のほうでご審議いただいて、その後、第4回市運営協議会へ報告という形が通常の流れとなりますが、今回は日程の都合上、この第4回市運営協議会のほうが先という形になっております。そのため、高齢者福祉専門分科会のほうでの議論がされていない状況でございますので、3月25日に予定されております高齢者福祉専門分科会でご議論、ご審議いただいて、その後、各委員の皆様には、資料と審議結果等の情報提供をさせていただければと考えております。

またあわせて、各区の運営協議会にもフィードバックという形を取らせていただこうと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

はい。

○新田委員 一つ教えてほしいんですけども、区から上がってきたのを市運営協議会に出すというところで、過去は、そこで終わっていたんですよね。ということで、これどこに上げるんやということで、社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会に上げていこう、そ

して施策決定に持っていこうというのは、ここで昔、議論したはずなんですよ。

で、教えてほしいのは、例えば、区からいろいろな課題、市で取り組んでくれた課題がありますよね。その中で、一つでもいいですから、区から要望が上がってきて、市の政策として、施策として、こういうことはやりました、できましたというのがあれば紹介してほしいなと思います。

○白澤委員長　いかがですか。何か。事務局さん、何かあるか。

○事務局　直近の話でいいますと、包括で取り組んでいただいています自立支援型ケアマネジメント検討会議に関しまして、去年度来、事務的な部分も含めて、少しでも負担軽減に取り組もうというふうなことがありました。区の地域ケア会議から見えてきた課題としても、例えばリハビリテーション専門職の方にも参画いただいて、実際に一緒に足を運んでいただくということも含めて、自立支援型ケアマネジメント検討会議を実施していただくということも大事ではないかというようなご意見があり、そういったところの改善につなげたといったのが、直近であったかと思っております。

○白澤委員長　何か、よろしい。

○新田委員　いいですか。包括のことなんですけれども、やはり地域ケア会議からは、いろいろなケースから、大阪市であれば、単身率であったり高齢化率であったり認知症であったり権利擁護であったり、それから複合化した課題であったり、家族、本人の精神障害と、様々な課題があるわけですよ。おそらく、区のほうの包括運営協議会からは、例えばこういう施策をつくってくれという意見が出ていると思うんですよ。あんしんサポートをもっと早くできないのかとか、成年後見を保佐・補助まで広げられないのかとか、市民後見をもっと増員してくれとかというのを上げていて、施策に反映しますよということになっているけれども、できれば区に皆さんの意見が、一つでもいいから、市民のためにこうやって施策形成できましたよというのを見える化というか、示してやってほしいなと思うんですよ。

そうじゃなければ、仕組みはあるけれども、本当にそれは市民のための施策に結びついていくかというのが見えなかったら、各区の運営協議会とか参加している組織にしても、やっぱり寂しいので、そのことについてご検討をお願いしておきます。

以上でございます。

○白澤委員長　そのとおりだと思いますが、はい、どうぞ。

○岡田委員　ここで議論することではないですけれども、整理をしていただきたいのは、この区の単位で解決できる課題なのか、地域そのもので解決できる課題なのか、それとも市全体で解決しないといけない課題なのかという整理が大事なんですね。

地域単位でできる、複数の地域で解決できるんだったら、それはこういうふうな解決課題は設定され、こういうふうになりましたと、次は、区のレベルではこういう課題が設定されて、こういう解決策を見ました、そしてこうなりましたと、しかし区では解決できなかったのは、市のレベルになりますと、こういう何かロジカルな説明がないと、何となく

こうやっていますというんだけど、それは具体的にどういう解決策なのかが分からないまま解決されて、施策に反映されましたと言われても、何とも評価のしようがないと思います。この場は、ここの評価の委員会ではないので、これは高齢福祉専門分科会でやらせていただきますけれども、本来はそうあるべきだと思っています。

そして、前も私は個人的に、やはり地域の解決策と区レベルの解決策と市レベルの解決策は違うと思っていますし、ひょっとすると、市でやるんだったら、条例までやらないといけない場合もあってというような形で施策展開しないと、新田委員がおっしゃったような見える化というのはなかなか見えてこないの、たくさんやれとは言わないんですけど、少なくともそれぞれの地域ではこういう課題があって、ここで解決すべきことはこういうふうに解決しましたという、アウトカムが見えるような報告が、せめて分科会ではやっていただきたい報告かなというふうに個人的には思っています。

○白澤委員長 気になっているのは、区レベルだけのこと書いているけれども、これは市全体に対する要望も前は出ていたんだけど、今日ないのがちょっと気になった。実は市全体に対する要望も各区出す、そういう枠組みだったんだけど、今日はなぜこれだけ出ているのかな。

○事務局 先ほど、この政策形成に係るサイクルということで一番最後のページでもお話しさせていただきましたが、本来、高齢福祉専門分科会で市域レベルでの課題に対しての施策反映に関する部分のご議論を踏まえて、この第4回市運営協議会ご報告させていただくような流れであったんですが、日程が前後してしまった関係で、まだ高齢福祉専門分科会でのご議論を踏まえていない状況でございますので、今回、ここの資料でご説明という形が取れない状況ではあるんですが、先ほど申しましたように、高齢福祉専門分科会が終わったのち、あらためてご報告をさせていただきたいと思っております。

○白澤委員長 ということで、岡田委員おっしゃっているように、やはり一つ一つの日常生活圏域でどういう課題があって、何を解決していくか、当然区全体でどのような課題があって解決するかという3つの欄を設けていて、いつもであればそれが最終報告で出てきて、そこが新田委員がおっしゃっているように、市の計画とどうつながっているのかということが大変重要な課題なんだと思います。見える化までいけるかどうか分からないけれども、これは、今回は区が頑張ったというメッセージなんですね。

ところが、区ではそこはやれないから、市に対して提言をしているという、これは提言の部分なんですね。だから、そのあたりをもう少し実現できるような手だて、これは岡田委員もいろいろおっしゃっていたので、もう少しそこら辺が提言につながっていったら、計画に反映するという道筋をどうつくっていくのかと、これはもう前々からの課題だと思いますし、大変重要な報告だと思います。

新田委員おっしゃるように、そういうものが実現したということになると、委員会も随分、自分たちのやっていることが大阪市全体に反映しているなということになってくる。そういうような道筋をぜひ事務局のほうで今後とも進めていっていただきたい、こういう

ふうにと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○竹内委員 竹内でございます。

私も、本当に、今、おっしゃったとおりだと思いましたが、この資料を見て、かなりボリュームあるし、今回、読み込みさせていただいて、どんな課題が各区で出ているのか、共通に出ているのはどんなものかとか、いろいろ読み込みさせていただきました。

そんな中で、一つ気がついたのが、ほとんどの場合はソフト面というか、高齢化が進んでいるとかフレイルだとか認知症の人が増えているとかいったところで課題があって、それを今後どうしましょうかいうときにはそれに対応していきますということなんですけれども、どこかの区で坂道が多くて困っているとかいうお話もあって、ああ、そうかと、坂道自体なくすのは難しいんでしょうけれども、それに絡んで、段差があったりとか階段がまちに多いとか、そういったハード面でやっぱり対応していかないといけない部分もあるんだろうと思います。

そういったものも、ここの委員会では当然違うんでしょうけれども、市全体で取り組んでいただくようなお話だと思います。特に、道路のちょっとした段差は、車椅子を押していても本当に移動に困る、難儀するということだと思いますし、そういったところも含めて何か対応を考えていただけたらと思います。

以上です。

○白澤委員長 分かりました。最終的に、もう一回資料が皆さん方に届くと思います。市全体の議論というのもそれぞれの団体でやっておられると思いますので、ぜひそのあたりご覧ください。先に市の計画のほうを委員会に出すというのが流れなので、本日は出ないと、こういうことでご了解ください。よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問ございますでしょうか。

なければ、次の議題ですが、これは報告の4ですが、地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について、事務局からお願いします。

○事務局 引き続きまして、報告の4に移らせていただきます。

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」でございます。

報告4の資料①、1ページ目をご覧ください。

これも、昨年に引き続きまして、令和5年度の事業評価を通じた機能強化における調査内容を集計いたしまして、国の方針に基づいて、本市と全国との比較をレーダーチャートの形でお示ししておるものでございます。この結果について、地域包括支援センター運営協議会評価部会を通じまして、今回の運営協議会にも報告させていただくものでございます。

2ページからが、そのレーダーチャートの形でお示しさせていただいているところでございます。

2ページが全国平均及び本市の比較ということで、実線の部分が大阪市、そして点線の

部分が全国ということでの比較をレーダーチャートでお示ししております。

昨年と同じく、本市は全国と比較してバランスよく指標を満たしているという状況が分かります。

そして、次のページ、3ページ、ご覧いただきますと、こちらは全国の地域包括支援センター及び本市の地域包括支援センターの比較ということになります。

こちらでも、ご覧いただきますとお分かりのとおり、実線の部分で示されております本市の地域包括支援センターが、高い水準で全国平均を上回っているということが見受けられます。

そして、その次、4ページでございます。

こちらにつきましても、本市と本市の地域包括支援センターの比較ということで、おおむね、組織運営の部分以外については100%ということで、包括の業務負担軽減を図りつつ、引き続き適切な運営を行えるように必要な支援に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

一定水準以上のレベルの業務ができているという一つの指標だろうと思いますが、これ、なぜ最後の大阪市と大阪市の地域包括支援センターの比較だけ100%になっていないんですか。

何か原因があつたかと思うんですが。

○事務局 詳細について、報告4の資料②のほうに、各項目ごとに指標をどういう形で満たしているかという部分をお示しさせていただいております。

その中で、資料②の5ページをご覧くださいと思いますが、先ほども申しましたように、ほとんどの項目では100%を満たしておるところでございますが、組織運営体制のところ、1点だけ網かけしているところがございすけれども、3職種1人当たりの高齢者数が1,500人以下であるかというところについては、まだ満たせていないという状況ですので、そこだけが満たせていない、国の指標からすると満たせていないというところで、組織運営体制の項目で92%という状況になっております。

○事務局 すみません、認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の河合でございます。

白澤委員長のご質問は、市町村指標とセンター指標がずれているのはなぜかということでございますね。

○白澤委員長 うん、「三職種を配置しているか」という項目だけが平均より低いので。ほかは全体でも大きく差が開いているのに、ここだけが逆に。これはどうしてなのかということで、やっぱり、ほとんど全部100%なのに、大阪市が100%でない部分があるということだと思うので。

○事務局 先ほどの補足なんですが、今、ご覧いただいていた資料、報告4、資料②の別紙2、5ページのところをもう一度ご覧いただきたいんですけども、左側が市町村指標、右側がセンター指標となつていまして、違う質問となっております。

それぞれ違う質問で、平均点数をパーセンテージで出して、そのパーセンテージ同士を比較するということになっていますので、市町村指標の上から3分の2ぐらいが組織運営体制なんですけれども、そこでは今、先ほど申し上げたように、1,500対1のところだけが、ランチも入れれば満たしているんですが、地域包括支援センターのみにすると満たしていないということになりますので未達成になりまして、この平均点数が、国の指標で計算すると、本市は92.3%ということになります。

右側が地域包括支援センターの評価指標でして、こちらの7番目のQ16のところで3職種、基準3職種の配置につきまして、59.1%というような状況になりまして、これを国の平均のパーセンテージで出すと96.6%ということになります。その結果、質問も違いますので、ずれが生じているということになります。

○白澤委員長 分かりました。というのは、左の方にある市の評価だと大阪市が努力していないということなの。

○事務局 ブランチも入れると1,500対1というのは満たしているんですが、地域包括支援センターだけというふうになると満たしていないということになります。

それと、基準3職種の配置については、やはり人材確保の問題が地域包括支援センターの側にあると思います。

○白澤委員長 人材確保がね。やはり人材確保って非常に大事なので、どうすれば人材がきちっと配置、常勤職員として3職種が配置できるのかということは、地域包括支援センターの皆さん方と協力しながら、一つは対応がきちんとあるということと、仕事楽しいという、そういう環境をどうつくっていくのか、そういうことをやっていただいて、100%にぜひ持ってこれるような形をつくっていただいたらありがたいというふうに思います。

はい、どうぞ。

○新田委員 今の議論の中で、国が推奨しているのは、3職種1人当たり1,500人以下ですよ。1,500人以下であれば丸で、今日の資料の、実は議題4の6ページを見ると、高齢者人口が67万3,617、地域包括支援センターの職員が3職種で366人、を割ると3職種1人当たり1,840人なんです。仮に、ランチが65か所、これを足すと431名、これで割っても1,560人。国が丸つける1,500人を超えているということになるんですよ。

だから、本当、人が足りない中で、いきなり増やすと言われても困るんですけども、ただ1,500人以下ということは、国が、これが適正で目指すべき数字だと。ということは、大阪市も当然これに向けていくということによろしいですかね。

○事務局 そうですね、1,500人以下ということで書かしていただいているように、国のほうはそうお示しになっていますので、我々も、人材不足という点ではありますが、やはり国が示されているところに向けては、1年や2年でというわけにならないかもしれないですけども、一定考えていくところですので、またご助言いただければと思っております。

○白澤委員長 これは、3職種の議論、それとも、今、もう少しいろんな職種を入れてい

ますよね、それも合わせての数なのか。

○事務局 3職種ですね。

○白澤委員長 いろんな職種入れているので、よそに比べると数が多いような気がしててね。ただ、3職種というところがやっぱり柱になるから、そこをどういように対応するのかというのは考えなきゃならないんだと思うんですね。

人数は、様々な加算で人を増やしてきたという今までの経過があるが、3職種というのは、僕はやっぱり常勤で職種を置いて、柱の部分だけはきちっとやるというのが非常に大事だと思っているんですが、そういうあたりをきちっとやっていけば、地域包括支援センターがうまくやっていけるんじゃないかと思う。その3職種というのが何か非常に、見ている限りは一部のところで必ずしも常勤配置が安定しているわけではない。ただ、今回、それが兼務でもいいみたいな話がいろいろ出てきているので、そこはやっぱりきちんと常勤で守っていくというようなことをお考えいただくと大変ありがたいと思うんですよ。

で、今言ったように、数と質を上げていくというための環境づくりをぜひ事務局で考えていただきたい、こういうふうに思いますが、よろしいでしょうか。

これ、もう一つあるね、報告5。それでは、これでよろしいですかね。

それでは、報告5、最後の議題ですが、よろしくお願いします。

○事務局 そうしましたら、最後、報告5になります。

インフォーマルサービスに関する情報公表の取組になります。

報告5の資料、開いていただきまして、今回、この報告事項としましては大きく2つ、生活支援体制整備事業に関すること、それと認知症の人とその家族が参加できる社会資源、この2つについてのご説明をさせていただきます。

まず、生活支援体制整備事業のほうにつきましてですが、今、本市のホームページにおきまして、生活支援体制整備事業に関してのホームページ上の掲載等が明確にはしていなかった点がございます。

その前提としまして、上の丸に書かせていただいていますように、令和3年度時点でも通いの場への参加率ですとか、そういった点でも全国平均よりもかなり高い状況であります。このような状況の中で、各区の生活支援体制整備事業の担当への連絡先や委託先のホームページのリンクなどをホームページ上での公表をしていくとともに、真ん中辺り、米印にも書かせていただいています。通いの場のマップ等をホームページ上で公表しており、市民や専門職等が付近の通いの場の情報を確認したいときに活用できるということで、そのあたりをホームページ上での公表をしっかりとやっていくということと、令和7年度以降については、国のほうで介護サービス情報公表システムという利用者が介護サービスなどを比較検討して選ぶための情報を提供するような仕組みがあるのですが、そういったところへの掲載も進めていくということで、どんどん見える化していこうという取組を進めていこうということです。

その下にあります認知症の人とその家族が参加できる社会資源に関してですが、こちら

につきましても、こちらに書いています①、②ですね、「ちーむオレンジサポーター」の情報と「集う場（認知症カフェ等）」の情報につきまして、大阪市のホームページでも公表しており、その公表について了解されたチームや認知症カフェの情報を認知症アプリナビの認知症支援マップに掲載し、ホームページからも参照できるような形にしております。資料にQRコードも掲載させていただいていますので、またご参照いただければということでございます。

以上でございます。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

○竹内委員 竹内でございます。ありがとうございます。

今日、最後のこのテーマで、「ちーむオレンジサポーター」のカラー刷りのチラシがありまして、この「ちーむオレンジサポーター」というのが大阪市300の登録が今ありますけれども、そのうちの3つ、私、やらしていただいている、そのうちの一つがこの上のほうですね、桜のところを歩いている姿が、私がやっているものです。

ということで、何でこんなことをやっているかということなんですけれども、大阪市って、介護保険料が非常に高いと。全国一高いということなんですけど、できるだけやっぱりそこを抑えたいということで、それで地域包括支援センターとか頑張っているわけなんですけれども、この活動は、認知症の人と一緒に歩かして、認知症の人は運動が大事とか、食事が大事とかありまして、あと、人とやっぱり社会交流ですかね、大事だというのが言われていて、そういうことを一緒にできるようなことでやらせていただいています。

こういった活動を地域でやっていて、今回、こうやって取り上げていただきました。大阪市の社会福祉協議会さんにも取り上げていただいたし、区のほうの社会福祉協議会でも取り上げていただいているということで、今回、こうやって大阪市全体で見られるような形でチラシになって非常に喜んでます。だから、こういった活動をどんどんやっぱり、住民として、市民として広げていきたいと思っています。それこそ介護予防にもつながるような活動だと自分では思っています。

こういったところを、ぜひともいろいろな地域に広げていきたいと思っていますので、こんなチラシも作っていただいて、これが広がるような形で支援いただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

こういう地域活動が、生活支援コーディネーターも認知症サポーターも、随分、大阪は進んでいる。それは、あまり介護保険という枠を考えずに、国はサービスBつくれとかいろいろ言うわけですが、本当に地域の人たちがやりたい活動を支えていく。割合大阪市は、そういう方針になっているように思ってこれ社会福祉協議会がよそに比べて頑張っ

いただいているんです。よそはもうサービスBをつくることが目的で、結局何も進まない。そういう意味で、もっと周辺のなところできちんとやれたら、それが恐らく最後は介護保険にも影響してくる。確かに保険料高いんですが、将来的に住みよいまちになってくると思いますので、ぜひ、今、大阪市の生活支援コーディネーターや認知症サポーターの活動を積極的に支えていくと、そういう意味では結構専門職を置いているような気がしていて、よろしくお願ひしたいというふうに、どうもご苦労さまです。

それでは、私のほうはこれで終わりにしまして、事務局のほうに返させていただきます。
○司会 白澤委員長、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。

当協議会ですが、現在の委員の皆様の任期が令和6年5月末までとなっております。現委員の皆様にお集まりいただきますのは、今回で最後となります。

お時間が迫っている中、大変申し訳ございません。最後に、河合より一言ご挨拶申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○河合部長 本日もご審議いただきまして誠にありがとうございました。

皆様には、この3年間、本市の地域包括支援センターが安定的に運営できるよう、それぞれのお立場から、高いご見識に基づき、ご審議を重ねていただきまして、その結果、センターの質を確保しつつ、様々な取組につなげることができました。皆様のこれまでのお力添えに心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

今日も、いろいろご指摘ありましたけれども、長寿化の進展や支援課題の複雑多様化等を背景に、地域包括支援センターへのニーズというのは増大する一方でございますが、一方で人材確保をはじめ多くの課題が引き続きございます。こうした中でも、多くの法人が地域の実情を踏まえて、工夫を凝らしたセンター運営に努めてくださっております。

事務局といたしましても、引き続きセンターの設置、運営、支援に皆様のご意見をいただきながらしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

今後とも、委員の皆様には、地域包括支援センターの適切な運営、包括的支援の充実に向けまして、様々な面からのご支援、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○司会 それでは、繰り返しになりますけれども、本日は本年度最後の運営協議会でありますとともに、現委員の皆様による最後の協議会となります。

次期委員の選任につきましては、各委員様、後任のご推薦に当たり、ご紹介いただく際に改めてご挨拶申し上げますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして令和5年度第4回大阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。本日は長時間、誠にありがとうございました。